

## 中津川市業者指名選定要綱

平成12年3月12日決裁

改正

平成20年7月31日

平成22年11月15日

## 中津川市業者指名選定要綱

(趣旨)

第1条 中津川市契約規則(昭和39年中津川市規則第6号。以下「規則」という。)第21条の規定により、中津川市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)、測量(測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量をいう。以下同じ。)、建設コンサルタント(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。)、地質調査業務(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査をいう。以下同じ。)、補償コンサルタント業務(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務をいう。以下同じ。)(以下「測量等業務」という。)、その他業務委託、物品の製造、買入れその他の契約に係る競争入札(随意契約を含む。以下同じ。)に参加する者の資格に関し必要な事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事項)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加できないものとする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項及び第167条の11第1項に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項及び第167条の11第1項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過していない者
- (3) 審査日の前1年以内において、規則第14条及び第46条の各号のいずれかに該当する違反行為をなした者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 第5条の入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

(6) 建設工事に関し、建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第1項に規定する  
経営事項審査を受けていない者

(7) 営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

(業種区分)

第3条 競争入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)の業種区分は次の各号に掲げるものとする。

(1) 建設工事

(2) 測量等業務

ア 測量

イ 建設コンサルタント

ウ 地質調査

エ 補償コンサルタント

オ 建築設計

カ その他

(3) 物品の製造、買入れその他

(資格審査の実施)

第4条 建設工事の請負における資格審査は、随時行う。

2 測量・建設コンサルタント等業務及びその他業務委託、物品の製造、買入れその他における資格審査は2年ごとに定期受付を行い、必要に応じ随時受付を行う。

(資格審査申請書等)

第5条 市長は、資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、業種区分に応じ、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 建設工事

ア 岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請書提出要領(建設工事)による書類

イ その他市長が必要と認めるもの

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

ア 岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請書提出要領(測量・建設コンサルタント等業務)による書類

イ その他市長が必要と認めるもの

(3) 物品の製造、買入れその他

ア 身分証明書の写し

イ 納税証明書（完納証明書）の写し

市内業者は、法人市民税（個人については市県民税）及び固定資産税の完納証明書、県事業税は直前1年の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

市外業者は、法人市民税（個人については市県民税）、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は完納証明書

ウ 商業登記簿謄本の写し

エ 営業に関し、法律上必要と認める書類

(4) 申請者が協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。以下同じ。)又は企業組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第4号に規定する企業組合をいう。以下同じ。)であるときは、前3号に掲げる書類のほかに、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類を添付させるものとする。

(5) 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、第1号から第3号に掲げる書類のほかに、定款の写しを提出させるものとする。

(資格審査申請書の提出時期)

第6条 資格審査申請書の提出時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 建設工事においては、岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請書提出要領（建設工事）に定める時期

(2) 測量・建設コンサルタント等業務においては、岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請書提出要領（測量・建設コンサルタント等業務）に定める時期

(3) 物品製造、買入れその他の定期的資格審査にあつては、定期受付を行う年の2月から3月までの間で市長が定める期間とし、定期受付でない期間にあつては、随時

(参加資格の認定)

第7条 市長は、申請者の資格審査の認定を行うときは、第2条に定める要件に該当しない者については、競争入札に参加できる資格（以下「参加資格」という。）がある者（以下「有資格業者」という。）と認定する。

2 前項に掲げる以外の者については、参加資格がない者と認定する。

(参加資格の有効期間)

第8条 参加資格の有効期間は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 建設工事にあつては、申請時における経営事項審査の有効期限までとする。
- (2) 定期の審査により認定された測量・コンサルタント等業務並びに物品の製造、買入れその他にあつては、2年とする。ただし、有効期限の途中で認定された者は、定期の審査により認定された者と同じ有効期間の満了を持って終了する。

(有資格業者名簿)

第9条 規則第21条第2項の規定により、契約担当者は、有資格業者名簿(以下「名簿」という。)を作成し、各所属長に送付するものとする。

(変更等の届出)

第10条 市長は、有資格業者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかにその旨を届出させるものとする。

- (1) 個人事業主の場合、その事業主が死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したときは、破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (5) 廃業したときは、本人又は役員

2 市長は、有資格業者に、次の各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、速やかに入札参加資格審査申請書変更届によりその旨を届け出させるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- (4) 電話番号
- (5) 許可業種又は登録事業若しくは部門の変更若しくは追加
- (6) 建設工事及び測量・コンサルタント等業務においては、岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請書提出要領に定められている事項

3 契約担当課長は、前項の届出があつたときは、その内容を各所属長に通知するものとする。

(参加資格認定の取消し等)

第11条 市長は、有資格業者が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は不正の手段により、参加資格の認定を受けたと認めるときは、資格の認定を取り消すものとする。

(資格審査評価項目)

第12条 資格審査の評価は、契約の種類に応じ、次の各号に掲げる項目及び基準について行う。

(1) 建設工事

建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成6年建設省告示第1461号）に定める項目及び基準

(2) 測量等業務及び物品の製造、買入れその他の契約

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 営業年数

（建設業者の等級格付）

第13条 中津川市業者指名審査委員会は、適格審査に合格した各有資格建設業者について、経営事項審査の結果に従って与えられた総合数値により、A級、B級又はC級のいずれかに格付けを行い、工事請負有資格者名簿を作成するものとする。

2 前項に規定する格付けは、岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領に規定する方法に準じて行うものとする。

（格付けの有効期間）

第14条 格付けは、経営事項審査の結果により行い、その有効期限は、当該経営事項審査の有効期限とする。

（格付けの変更等）

第15条 有資格業者で契約を履行しない業者、経営状況が特に悪い業者又は申請書等に虚偽の事項を記載した業者に対しては、随時失格又は降級することができるものとする。

（工事発注の基準）

第16条 建設業者に対する各等級別の発注の請負契約の基準は、岐阜県建設工事発注標準に準じて市長が別に定める。

（選定基準）

第17条 規則第21条第1項の規定により、指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、あらかじめ、第9条の規定により名簿に登載された者の中から、契約担当者が作成した推薦調書を参考に、次の各号に掲げる事項に基づいて選定するものとする。

(1) 建設工事の請負契約、測量等業務の請負契約、物品の製造、買入れその他の契約を指名競争入札に付そうとするときは、契約予定金額等を勘案して選定するものとする。

(2) 指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、建設工事の請負契約、物品の製造、買入れその他の契約に関しては、次に掲げる事項、測量等業務の請負契約についてはアからカまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにするものとする。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営状況

ウ 成績

エ 技術的適性

オ 安全管理の状況

カ 労働福祉の状況

キ 地理的条件

ク 手持ち事業量の状況

(3) 建設工事を指名競争入札に付そうとする場合、有資格業者名簿の中から中津川市建設工事発注基準の等級に該当する業者を選定するものとする。ただし、工事の執行上必要があるときは、上位等級又は直近下位等級に格付けされた者のなかから選定することができる。

2 次の各号に掲げる工事については、前項の規定によらないことができる。

(1) 特殊な工事で他に適当な業者がない場合

(2) 施工中の工事に関連した工事、継続工事等で、当該業者を選定することが適当と認められる場合

(3) 災害復旧工事及び応急復旧工事で緊急性の必要が認められる場合

(4) 特別な事情があると認められる工事の場合

第18条 この要綱に定めるもののほか建設工事に関して必要な事項は、岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領に準じて市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(中津川市建設工事請負業者選定要綱の廃止)

2 中津川市建設工事請負業者選定要綱(昭和52年3月28日訓第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の中津川市建設工事請負業者選定要綱の規定により、既になされた手続その他の行為は、

この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年7月31日）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月15日）

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。